

# 提案書評価基準

## 1 評価事項・評価の視点

評価項目	評価の着眼点	配点	評価				
			A	B	C		
1	業務実施方針	本業務委託の内容を十分に理解した上での提案がなされているか	10	的確に理解しており検討が十分	ACIに該当しない	業務内容をよく理解していない	
2	実施体制実績	実施体制が明確にされ、かつ適切な人員配置が十分に行われているか	5	実施体制が明確で人員配置が十分	ACIに該当しない	十分な人員配置がされていない	
		責任者(主な担当者)が明確にされ、かつ本業務に関わる業務経験が十分か	5	責任者に過去5年以内政令市での市税のシステム再構築に関わる業務経験がある	責任者に過去5年以内政令市以外での市税のシステム再構築に関わる業務経験がある	実績なし	
	実績	本業務委託と同種・同類の業務の受託実績を保持しているか	10	過去5年以内に政令市での市税のシステム再構築に関わる受注実績がある	過去5年以内に政令市以外での市税のシステム再構築に関わる受注実績がある	過去5年以内に受注実績なし	
3	ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次のいずれかを取得しているか。 ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク) ②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし) ③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール) ④よこはまグッドバランス賞	3	2件以上取得している	1件取得している	取得なし	
4	仕様書「7 本業務の内容」に係る提案	業務要件、機能要件及び非機能要件の調査・検討支援	提案された手順は妥当かつ効果的で、実現可能な内容になっているか	5	十分に検討されており高く評価できる	ACIに該当しない	実現の可能性が低いなど十分な検討がされていない
			税業務・税システムについての十分な知識・経験に基づく提案となっているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-
			提案者の専門知識を適切に生かした提案となっているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-
			調査にあたり本市職員の作業負担が少なくなるように工夫された方法が示されているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-
	システム再構築手法等に関する調査・検討支援	提案された手法は妥当かつ効果的で、実現可能な内容になっているか	5	十分に検討されており高く評価できる	ACIに該当しない	実現の可能性が低いなど十分な検討がされていない	
		税業務・税システムについての十分な知識・経験に基づく提案となっているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-	
		提案者の専門知識を適切に生かした提案となっているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-	
		調査にあたり本市職員の作業負担が少なくなるように工夫された方法が示されているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-	
	税務システム再構築に向けた基本構想策定支援	提案された手法は妥当かつ効果的で、実現可能な内容になっているか	5	十分に検討されており高く評価できる	ACIに該当しない	実現の可能性が低いなど十分な検討がされていない	
		税業務・税システムについての十分な知識・経験に基づく提案となっているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-	
		提案者の専門知識を適切に生かした提案となっているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-	
		調査にあたり本市職員の作業負担が少なくなるように工夫された方法が示されているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-	
5	納品物	提示された納品物のイメージが、本市職員の理解しやすいものが示されているか	5	特に優れている	AIに該当しない	-	
6	スケジュール	納品までのスケジュールが適切に示されているか	5	特に優れている	ACIに該当しない	示されたスケジュールが不明瞭	
		適宜、進捗状況報告がなされるスケジュールが示されているか	5	特に優れている	ACIに該当しない	進捗状況報告について提案なし	
		各作業段階に応じて、本市と受託事業者の作業内容が具体的に示されているか	5	特に優れている	ACIに該当しない	本市と受託事業者の作業内容について提案なし	
7	その他、追加提案等	本業務の実施に有効・有益な留意事項や追加提案等が、具体的に記述されているか	5	特に優れている	ACIに該当しない	有効・有益な留意事項、追加提案に関する記述なし	
合計			118				

## 2 評価方法

- (1) 各項目の着眼点ごとにA、B、Cの3段階評価を行う。
- (2) 評価は配点が3点の項目は A=3点、 B=1点、 C=0点 とする
- (3) 評価は配点が5点の項目は A=5点、 B=3点、 C=0点 とする
- (4) 評価は配点が10点の項目は A=10点、 B=6点、 C=0点 とする
- (5) 「評価項目1 業務実施方針」の評価が最低評価Cであった場合は失格とする。
- (6) 提案者が1者の場合は、総得点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）が配点合計の50%未満の場合は失格とする。

## 3 第一順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする
- (2) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案が複数あるときは、4「仕様書「7 業務の内容」に係る提案」の合計点数が最も高い提案を第一順位とする。
- (3) 上記の方法によりなお、第一順位が決定しない場合は出席委員の多数決により第一順位を決定する。それでもなお決しない場合は委員長が第一順位を決定する。